

【文部科学委員会】

○博物館法の一部を改正する法律案（内閣提出第31号）要旨

本案は、博物館の設置主体の多様化を図りつつその適正な運営を確保するため、博物館の登録の要件等の見直し、博物館の設置者に対する都道府県教育委員会の勧告及び命令等の制度の創設、学芸員補の資格の要件の見直し等を行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 博物館法の目的に、文化芸術基本法の本質に基づくことを追加すること。
- 二 博物館の設置者を、国及び独立行政法人以外の法人とすること。
- 三 博物館が行う事業に、博物館資料に係る電磁的記録を作成し、公開すること並びに学芸員その他の博物館の事業に従事する人材の養成及び研修を行うことを追加すること。
- 四 博物館は、他の博物館等と相互に連携・協力するよう努めるとともに、地域の多様な主体との相互の連携・協力により、地域の文化の振興等を図り、地域の活力の向上に寄与するよう努めるものとする。
- 五 登録の審査
 - 1 登録の申請に係る博物館について、博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究を行う体制等が、都道府県教育委員会の定める基準に適合するものであることとするとともに、1年を通じて150日以上開館することとする。
 - 2 都道府県教育委員会は、1に掲げる基準を定めるに当たっては、文部科学省令で定める基準を参酌するものとし、登録を行うときは、博物館に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならないこととする。
- 六 博物館の設置者は、その運営の状況について、定期的に都道府県教育委員会に報告しなければならないこととし、都道府県教育委員会は、博物館の適正な運営を確保するため必要がある場合等において、報告徴収、勧告等を行うことができることとする。
- 七 博物館に相当する施設
 - 1 博物館に相当する施設として指定を受けた施設（以下「指定施設」という。）は、博物館及び他の指定施設等と相互に連携・協力するよう努めるものとする。
 - 2 国又は独立行政法人が設置する指定施設は、博物館及び他の指定施設における公開の用に供するための資料の貸出し等の必要な協力を行うよう努めるものとする。

八 学芸員補となる資格要件を、短期大学士等の学位を有する者で博物館に関する所定の科目の単位を修得したものとすることとする。

九 この法律は、一部を除き、令和5年4月1日から施行するものとする。

(附帯決議)

政府及び関係者は、本法の施行に当たっては、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一 本法による新たな博物館登録制度が十分に活用されるよう、登録により各博物館の信用や認知度の向上につながる制度の実現に向けた施策を推進するとともに、新たな登録制度の活用状況や博物館の振興に及ぼす効果等について調査・検証を行い、その結果に基づき必要な措置を講ずること。
- 二 登録博物館について、その設置主体が民間の法人等に拡充されることから、登録の審査に当たっては、博物館の社会教育施設としての役割を尊重し、過度に利益を求めないという非営利性に配慮の上、公益性及び公共性の確保に十分留意すること。また、登録後の博物館の運営状況について、定期報告等を通じ、博物館が持続的に活動できるよう経営の改善・向上を継続的に図るための支援を行うこと。
- 三 博物館の中核的職員である学芸員については、文化審議会の答申においても中長期的な課題とされたことから、学芸員に求められる専門的な能力を再定義するなど学芸員の在り方について制度的な検討を行い、必要な見直しを行うこと。また、学芸員をはじめ、学芸員補など様々な専門的職員の育成・配置が重要であることを踏まえ、その社会的地位の向上及び雇用の安定等の処遇改善に努めるとともに、研修及び調査研究助成等を充実させることにより、我が国の博物館の活動の基盤を担う人材の育成・確保等に努めること。
- 四 博物館の活動や経営の向上においては、責任者として事業や業務に十分な見識を持つ館長の果たす役割が重要であることから、学芸員で高度かつ専門的な知見を有する者の登用や研修等の実施を通じ継続的にその専門性の向上を図るなど、館長としての職責を十分果たすことのできる環境の整備に努めること。
- 五 これからの博物館には、地方公共団体や民間団体等と連携し、社会的・地域的課題の解決を図ることが期待されることから、国立博物館を中核として設置者の枠を越えた全ての博物館の連携を促進するとともに、地域の多様な主体とのネットワークの形成が円滑に実現するよう、必要な支援を行うこと。
- 六 博物館については、多くの博物館が非常に厳しい財政状況にあり、施設・

設備の老朽化への対応も求められる中、従来担ってきた社会教育施設としての機能に加え、文化施設としての新たな役割も担うこととなる。多様な役割を担う博物館の更なる振興を図るため、博物館に対する財政上の措置の拡充や新たな税制上の優遇策の検討などの様々な振興策を講ずるとともに、博物館の持続的経営を可能とする新たな運営指針の策定など、各博物館が長期的に安定して資金を確保し得る仕組みの構築に向けた支援を行うこと。また、博物館に対する公的支援の必要性等に関し広く国民の理解が得られるよう、博物館が担う社会的機能の重要性等について広報活動を実施すること。なお、振興策を講ずるに当たっては、社会教育法及び文化芸術基本法に基づき、博物館の多様性を尊重すること。

○教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律案（内閣提出第34号）要旨

本案は、校長及び教員の資質の向上のための施策をより合理的かつ効果的に実施するため、公立の小学校等の校長及び教員（以下「教員等」という。）の任命権者等による研修等に関する記録の作成並びに資質の向上に関する指導及び助言等に関する規定を整備し、普通免許状及び特別免許状の更新制を廃止する等の措置について定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 教育公務員特例法の一部改正

- 1 「研修実施者」及び「指導助言者」を定義すること。
- 2 教員研修計画に、資質の向上に関する指導助言等の方法に関して必要な事項を加えること。
- 3 教員等の任命権者は、研修等に関する記録を作成しなければならないこととし、研修等に関する記録には、当該教員等が受講した研修実施者実施研修に関する事項等を記載するものとする。
- 4 資質の向上に関する指導助言等
 - (一) 指導助言者は、教員等に対し資質の向上に関する指導助言等を行うものとする。その際、当該教員等の資質の向上に関する指標及び教員研修計画を踏まえるとともに、当該教員等の研修等に関する記録に係る情報を活用するものとする。
 - (二) 指導助言者は、独立行政法人教職員支援機構及び大学等に対し、これらの者が行う研修等の資質の向上のための機会に関する情報の提供等の必要な協力を求めることができることとする。

二 教育職員免許法の一部改正

- 1 普通免許状及び特別免許状を有効期間の定めのないものとし、更新制に関する規定を削除すること。
- 2 主として社会人を対象とする教職特別課程（普通免許状の授与を受けるために必要な科目の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を1年とする課程）について、修業年限を1年以上とすること。
- 3 普通免許状を有する者が他の学校種の普通免許状の授与を受けようとする場合に必要最低在職年数について、当該年数に含めることができる勤務経験の対象を追加すること。

三 施行期日等

- 1 この法律は、令和4年7月1日から施行すること。ただし、一については令和5年4月1日から施行すること。
- 2 この法律の施行の際現に効力を有し、改正前の教育職員免許法の規定により有効期間が定められた普通免許状及び特別免許状については、この法律の施行日以後は、有効期間の定めがないものとする。

（附帯決議）

政府及び関係者は、本法の施行に当たっては、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一 校長及び教員に対して行う「資質の向上に関する指導助言等」については、教員の意欲・主体性と調和したものとすることが前提であることから、指導助言者は、十分に当該教員等の意向をくみ取って実施すること。
- 二 オンデマンド型の研修を含めた職務としての研修は、正規の勤務時間内に実施され、教員自身の費用負担がないことが前提であることについて、文部科学省は周知・徹底すること。
- 三 本法による新たな研修制度が円滑に機能するよう、新制度への移行に向けた支援の充実を図るとともに、その周知に万全を期すこと。また、教育委員会等は、教員の資質の向上につながり、子どもの実態に即して教員が必要とする研修を実施すること。
- 四 文部科学省及び各教育委員会は、本法の施行によって、教員の多忙化をもたらすことがないように十分留意するとともに、教員が研修に参加しやすくなるよう時間を確保するため、学校の働き方改革の推進に向けて実効性ある施策を講ずること。また、任命権者による教員の研修等に関する記録の作成に当たって、当該教員から研修の報告等を求める場合には、負担増とならない

ように留意すること。

- 五 任命権者による教員の研修等に関する記録の作成については、各学校で実施する校内研修・授業研究及び教育公務員特例法第22条第2項に規定する本属長の承認を受けて勤務場所を離れて行う研修も「任命権者が必要と認めるもの」として、その記載対象とするものとする。
- 六 地方公務員法の規定により、現在行われている人事評価は、職務を遂行することに当たり発揮した能力及び挙げた業績を基に実施されており、本法による研修等に関する記録の作成及び資質の向上に関する指導助言等は、この人事評価制度と趣旨・目的が異なることを周知すること。
- 七 「教師不足」を解消するためにも、改正前の教育職員免許法の規定により教員免許状を失効している者が免許状授与権者に申し出て再度免許状が授与されることについて、広報等で十分に周知を図るとともに、都道府県教育委員会に対して事務手続の簡素化を図るよう周知すること。また、休眠状態の教員免許状を有する者の取扱いについて、周知・徹底すること。

○国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律案（内閣提出第35号）要旨

本案は、我が国の大学の国際競争力の強化及びイノベーションの創出の促進を図るためには、国際的に卓越した研究の展開及び経済社会に変化をもたらす研究成果の活用が相当程度見込まれる大学について研究及び研究成果の活用のための体制を強化することが重要であることに鑑み、基本方針の作成、国際卓越研究大学の認定、国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化を目的とする事業の実施に関する計画の認可、当該事業に関する国立研究開発法人科学技術振興機構（以下「機構」という。）による助成等について定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 文部科学大臣は、基本方針（国際的に卓越した研究の展開及び経済社会に変化をもたらす研究成果の活用が相当程度見込まれる大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化の推進に関する基本的な方針）を定めるものとする。
- 二 大学の設置者は、申請により、当該大学が国際的に卓越した研究の展開及び経済社会に変化をもたらす研究成果の活用が相当程度見込まれるものであることの文部科学大臣の認定を受けることができるものとする。
- 三 国際卓越研究大学（二の認定を受けた大学）の設置者は、当該国際卓越研

究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化を目的とする事業の実施に関する計画を作成し、文部科学省令で定めるところにより、文部科学大臣に提出して、その認可を受けることができるものとする。

四 機構は、認可設置者（三の認可を受けた国際卓越研究大学の設置者）が設置する国際卓越研究大学に対し、実施方針に従って、認可計画（三の認可を受けた計画）に記載された事業に関する助成を行わなければならないものとする。

五 機構は、基本方針に即して、文部科学省令で定めるところにより、実施方針（四の助成の実施方法及び実施条件その他の四の助成の実施に必要な事項に関する方針）を定め、文部科学大臣の認可を受けなければならないものとする。

六 認可設置者は、文部科学省令で定めるところにより、定期的に、認可計画の実施状況について、文部科学大臣に報告しなければならないものとする。

七 国は、この法律の運用に当たっては、研究者の自主性の尊重その他の大学における教育及び研究の特性に常に配慮しなければならないものとする。

八 この法律は、一部を除き、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

（附帯決議）

政府及び関係者は、本法の施行に当たっては、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一 基本方針の策定における総合科学技術・イノベーション会議等の意見聴取に当たっては、多様な分野の研究者からの意見を十分に反映するとともに議事の内容を公表するなど、透明性を確保すること。また、国際卓越研究大学の認定、計画の認可に当たっては、大学の自治を堅持するとともに、早期に研究成果の活用が見込まれやすい応用研究が優先されることがないよう、研究成果の活用までに時間のかかることが多いものの人類が新たな知識を得る観点からも大きな意義を持つ基礎研究等を含め、研究の多様性を確保すること。

二 国際卓越研究大学が欧米主要大学の運営方法をいたずらに模倣し、教育研究内容の充実に関係なく、単に大学の財政基盤の強化を目的とする授業料等の増額等を行うことで、学生の教育機会に経済的な制限がかかるような事態を招くことがないようにすること。

- 三 大学において任期を付さない、安定的な身分の研究者及び正規雇用職員を増やし、研究力の強化を図るため、大学ファンドによる支援に関わらず、人件費の基礎となる国立大学法人運営費交付金や私立大学等経常費補助金等の基盤的経費を確実に措置すること。
- 四 政府は、我が国の大学全体の研究力の底上げを図るため、個々の大学が、知的蓄積や地域の実情に応じた研究独自色を発揮し、研究大学として自らの強みや特色を効果的に伸ばせるよう、国際卓越研究大学以外、特に地方の大学への支援に十分配慮することとし、地域中核・特色ある研究大学総合振興パッケージの大幅拡充等により、十分な予算を確保すること。
- 五 政府は、我が国の研究者全体の研究力の向上を図るため、個々の研究者がそれぞれの研究環境において多様かつ独創的な研究に継続的かつ発展的に取り組めるよう、科学研究費助成事業や特別研究員制度等の研究者に対する支援策を拡充すること。
- 六 高等教育の果たす役割の重要性に鑑み、これまで措置されてきた国立大学法人運営費交付金等の基盤的経費や競争的研究費などの大学への資金が十分に確保されるよう、引き続き大学の長期的、安定的な運営及び研究基盤構築のための財政措置を講ずること。

○在外教育施設における教育の振興に関する法律案（文部科学委員長提出、衆法第51号）要旨

本案は、在外教育施設が在留邦人の子の教育を受ける機会の確保を図る上で重要な役割を果たしていることに鑑み、及び在外教育施設における教育を取り巻く環境の変化に対応するため、在外教育施設における教育の振興に関し、基本理念を定め、及び国の責務を明らかにするとともに、基本方針の策定その他在外教育施設における教育の振興に関する施策の基本となる事項を定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 在外教育施設における教育の振興は、在留邦人の子の教育を受ける機会の確保に万全を期すること、在外教育施設における教育環境と国内の学校における教育環境が同等の水準となることが確保されることを旨とすること、在留邦人の子の異なる文化を尊重する態度の涵養と我が国に対する諸外国の理解の増進が図られるようにすることを基本理念として行われなければならないこと。
- 二 国は、一の基本理念にのっとり、在外教育施設における教育の振興に関す

る施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有すること。

三 国は、在外教育施設における教育の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、関係省庁相互間その他関係機関、在外教育施設の設置者等の間の連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

四 政府は、在外教育施設における教育の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならないこと。

五 文部科学大臣及び外務大臣は、在外教育施設における教育の振興に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本方針を定めなければならないこと。

六 国は、基本的施策として、在外教育施設の教職員の確保、在外教育施設の教職員に対する研修の充実等その他の必要な施策を講ずるものとする。

七 施行期日等

1 この法律は、公布の日から施行すること。

2 政府は、この法律の施行後速やかに、海外から帰国した児童及び生徒であって日本語に通じないものに対する支援の一層の充実のための方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

3 政府は、在留邦人の子のために海外に設置された教育施設における小学校就学前子どもに対する教育の実態について調査を行い、その結果を踏まえ、当該教育施設における小学校就学前子どもに対する教育の内容について検討を加え、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。

<委員会決議>

○在外教育施設における教育の振興に関する件

我が国の国際的諸活動の進展に伴い、多くの日本人が海外で勤務しており、家族を帯同する者も少なくない。このような海外で暮らす日本人の子供たちの教育を受ける機会の確保を図る上で、日本人学校、補習授業校等の在外教育施設は重要な役割を果たしており、令和3年4月時点で、3万4,000人を超える義務教育段階の児童生徒が学んでいる。

在外教育施設の在り方は時代とともに大きく変容し、昨今では、在籍する児童生徒の多様化、また高等部や幼稚部設置のニーズの高まりなど、その教育を取り巻く環境の変化に対応する必要がある。

このような状況を踏まえ、本委員会において、在外教育施設における教育の

振興に関し、基本理念を定め、及び国の責務を明らかにするとともに、基本方針の策定その他在外教育施設における教育の振興に関する施策の基本となる事項等を定める「在外教育施設における教育の振興に関する法律案」を起草する運びとなった。

政府は、同法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 在外教育施設が自主的な活動として日本語の普及を行うに当たっては、世界各地に日本にルーツを持つ子供たちが在住している現状を踏まえ、日本語指導体制の整備、敬語等を含めた日本語教育内容の充実が図られるよう十分な支援を行うこと。また、在留邦人の子以外の者であってその教育を受けることを希望するものの受入れを行うに当たっては、教育環境が各国で異なっている等の事情も勘案した上で、当該在外教育施設に適切な支援を行うこと。
 - 二 在外教育施設は国際的な交流拠点や日本文化の紹介の拠点としての機能も有することが法律上明確化されたことを契機として、在外教育施設の自主性を尊重しつつ、その機能強化を図るための支援を充実するとともに、在外教育施設には、海外において日本文化への関心喚起にも資する可能性があることを広く周知すること。
 - 三 在留邦人の子供たちの学ぶ権利を保障する観点から、在外教育施設における教育に関しては、教員の確保、現地採用の教員の待遇、特別な支援を必要とする子供たちへの対応等の課題があることに鑑み、在外教育施設の実態を踏まえ、必要な支援を行うこと。
- 右決議する。